

“お互いさま”で
支え合おう！

あさひ生活応援サービス事業

生活応援サポーター活動マニュアル
(2018年2月1日版)



社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会

目 次

○ あさひ生活応援サービス事業とは	P 1
○ 利用のしくみ（イメージ図）	P 1
1 サポーター登録	P 2
2 生活応援サポーターの心構え	P 2
3 活動するうえで大切なこと	P 2
4 禁止事項	P 4
5 援助の流れ	P 5
6 連絡及び問い合わせ先	P 6

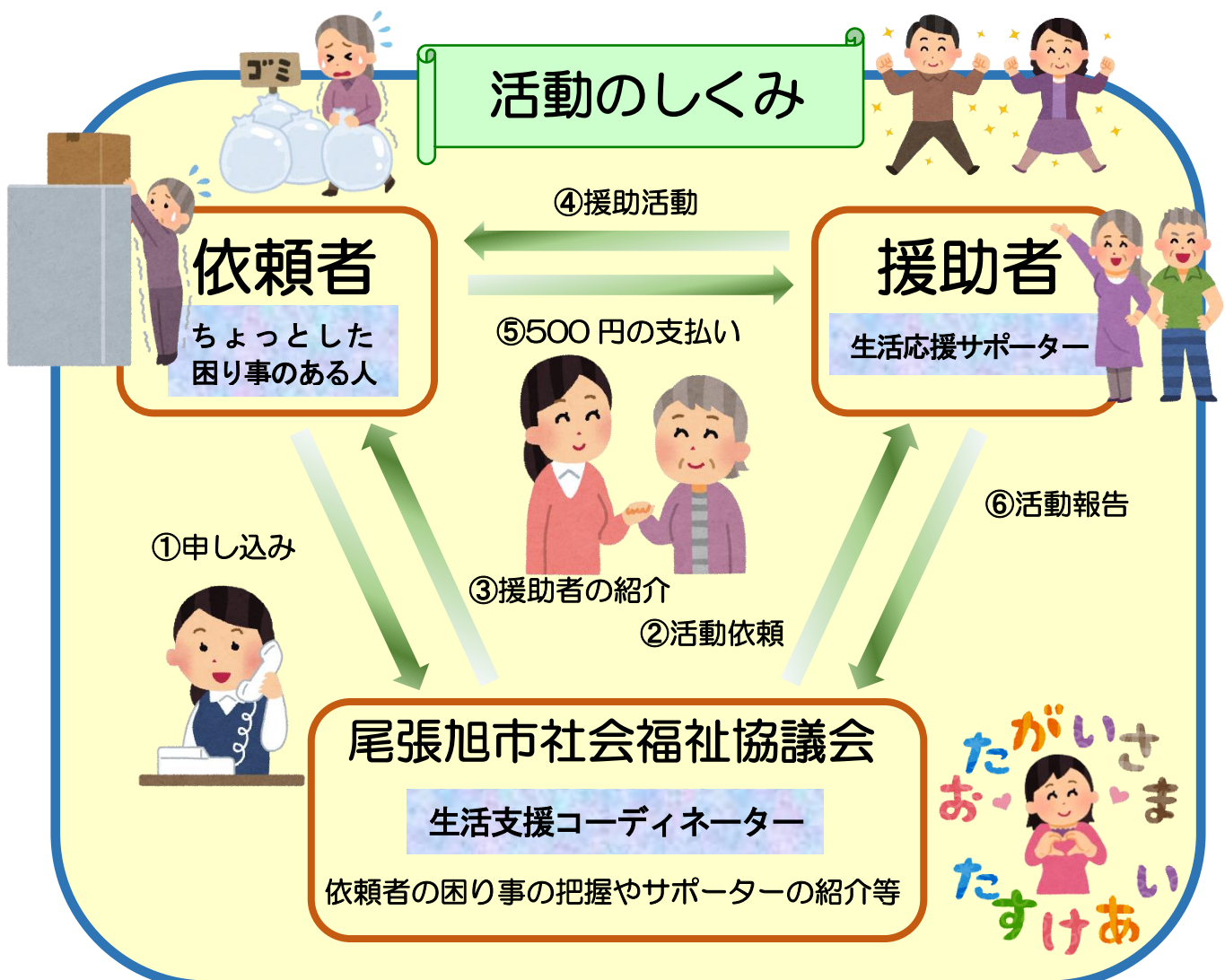
○ あさひ生活応援サービス事業とは……

ご高齢のかたが、住み慣れた地域でその人らしく安心した生活を送ることができるよう、日常生活上のちょっとした困りごとを解決することを目的とした、互助の精神を基調とする住民参加型の非営利の生活支援活動です。

援助をお願いしたい高齢者（依頼者）と援助活動をした人（生活応援サポーター）が、お互いに助け合います。

この事業の原動力は、「思いやり」や「お互いさま」の心です。多くのかたの支え合いで、“人にやさしい地域づくり”を展開します。

○ 活動のしくみ（イメージ）



1 サポーター登録



- (1) あさひ生活応援サービス事業の趣旨をご理解いただき、登録申請書（別紙「第1号様式」）に必要事項を記入のうえ、生活支援コーディネーターへ申請してください。
- (2) 登録申請書には、活動できる曜日や時間帯、援助できる内容等を可能な限り具体的に記入してください。
- (3) 何らかの事情で、サポーター登録を辞退するときは、生活支援コーディネーターへ連絡してください。また、辞退後は、速やかに「生活応援サポーター証」の返却をお願いします。

2 生活応援サポーターの心構え



- ★ 思いやりやお互いさまの気持ちを大切にしましょう。
- ★ 決して無理をせず、できることを気持ち良く行いましょう。
- ★ 相手にとって、感じ良く接しましょう。

3 活動するうえで大切なこと

- (1) 活動日、活動時間を守りましょう。



(2) 活動時には、「生活応援サポーター証」を携行しましょう。

(3) 言葉遣いや身だしなみに気を付けましょう。

- 礼儀、節度を守った話し方を心がけてください。
- 原則、名字で「〇〇さん」と呼び掛けてください。
- 活動しやすく、清潔感のある服装を身に付けてください。

(4) 金銭の取扱いには細心の注意を払いましょう。

- お金を預かるときやつり銭をお返しするときには、その都度、依頼者と一緒に金額を確認してください。

(5) 個人情報の保護やプライバシー（個人の秘密が侵害されない権利）の保持を守りましょう。

- 依頼者に関して知り得た事柄をみだりに外部へ漏らさないでください。
- 宗教や政治的信条等に深く触れないように心がけましょう。
- サポーター自身の電話番号等を直接お知らせしないようにしましょう。また、生活支援コーディネーターを介して連絡調整を行ってください。

(6) 事故等が発生したときは、依頼者の安全を第一に考え、慌てずに冷静に対処しましょう。また、次のような場合には、必ず生活支援コーディネーターへ連絡してください。

- 依頼者がケガをしているときや様子のおかしいとき
※ ただし、重篤と思われる場合には、救急車を優先して呼んでください。
- 訪問先の家財等を壊してしまったとき
- 訪問先へ向かう道中も含め、サポーターご自身がケガを

したとき

※ 傷害補償・賠償責任補償の保険に加入しています。

- 訪問時に依頼者が不在だったとき

- (7) 日頃から健康管理に努めましょう。体調不良時には無理をせず、遠慮なく生活支援コーディネーターへ連絡してください。

4 禁止事項

- (1) 依頼者との金品の貸し借りや贈答
- (2) 買い物代行時の代金の立て替え
- (3) 処方箋薬の受け取り
- (4) 通帳や金融機関の届出印、キャッシュカードの預かり
- (5) 運転免許証や健康保険被保険者証、介護保険被保険者証等の重要な書類の受け渡し
- (6) その他、依頼者の尊厳を損なう言動や自立を阻害する援助



5 援助の流れ

- (1) 事務局から依頼者の情報を得ます。

氏名、住所（訪問場所）、電話番号、依頼内容及び方法など



- (2) 訪問して援助を開始します。

※ 初回は生活支援コーディネーターが同席します。



- (3) 道具等を元に戻すなど後片付けをします。



- (4) 依頼者から 500 円を受け取り、領収書をお渡します。

※ 受領確認書は、事務局までお届けください。



- (5) 事務局に活動を報告します。（電話でもOK）

※ 次回の援助希望を受けつけた時も合わせてご連絡ください。

6 連絡及び問い合わせ先



社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会

（生活支援コーディネーター業務担当）

〔電話〕 0561-55-7071

〔関連機関の連絡先一覧〕

- 尾張旭市健康福祉部長寿課

〔電話〕 0561-76-8143

- 尾張旭市地域包括支援センター

〔電話〕 0561-55-0654

- 社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（代表）

〔電話〕 0561-54-4540